

事務連絡
令和3年8月20日

地区薬剤師会 医療保険担当役員殿

公益社団法人 東京都薬剤師会
常務理事 根本陽充

**令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和3年度調査)の実施について
(回答協力周知のお願い)**

平素は当会の会務推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、別紙の通り、令和3年8月12日付 日薬業発第150号にて日本薬剤師会より標記調査について協力依頼がありました。

中央社会保険医療協議会(中医協)の診療報酬改定結果検証部会では、令和2年度診療報酬改定の結果について検証することを目的とした特別調査を実施することとなりました。

このうち、薬局及び薬剤師に係る調査としては下記項目に関して、全国から無作為抽出された各々の対象施設の保険薬局並びに当該保険薬局を通じた患者及び直近3か月以内に保険薬局に処方箋を持って来局した患者を対象として、調査対象施設・者には厚生労働省保険局医療課名で作成された資料が、委託先となる PwC コンサルティング合同会社から8月10日以降順次発送されているとのことです。

つきましては、貴地区内で書類を受け取られた会員薬局から照会等がありましたら、**次期調剤報酬改定に向けて基礎資料となる大変重要な調査**である旨の趣旨をお伝えいただき、有効回答率向上のために必ず期限(令和3年8月31日(火))までに回答するようご伝達のほどよろしくお願い申し上げます。

記

別添2の資料番号

(5)かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査

薬局調査	「地域支援体制加算」の届出を行っている保険薬局	1,000 施設
	「地域支援体制加算」の届出を行っていない保険薬局	1,000 施設
患者調査	上記施設に調査期間中に来局した患者 (かかりつけ薬剤師指導料に同意している患者1名+かかりつけ薬剤師指導料に同意していない患者1名)	上記施設

(6)後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

薬局調査	保険薬局	1,500 施設
患者調査	上記施設に調査日に来局した患者のうち1施設につき2名	上記施設
	直近3か月以内で保険薬局に処方箋を持って来局した患者のうち、無作為抽出した患者	1,000 名

日 薬 業 発 第 150 号

令和 3 年 8 月 12 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日本薬剤師会

副会長 森 昌平

令和 2 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和 3 年度調査)への
ご協力のお願い

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央社会保険医療協議会(中医協)の診療報酬改定結果検証部会では、令和 2 年度診療報酬改定の結果検証調査(令和 3 年度調査)に係る特別調査を実施することとなり、本件に関する協力依頼がありました(別添 1、2)。

このうち、薬局および薬剤師に関する調査として、①医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査(別添 3)、②かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査(別添 4)、③後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査(別添 5)がございますのでお知らせいたします。

調査対象は、①は全国 1,500 施設の病院を、②は地域支援体制加算の届け出を行っている保険薬局、行っていない保険薬局それぞれ 1,000 施設を、③は全国 1,500 施設の保険薬局(いずれも無作為抽出)となります。また、③については、保険薬局を通じた患者調査も実施されます。

同調査の結果につきましては、今後の診療報酬(調剤報酬)改定に係る基礎資料として非常に重要なものです。貴会におかれましても調査の趣旨を十分ご理解いただき、調査客体となった保険薬局から照会を受けた場合などには、迅速かつ的確な回答が行われるよう、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同調査は厚生労働省保険局医療課から委託を受けた PwC コンサルティング合同会社にて実施されることを申し添えます。

<別添>

1. 令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和3年度調査)へのご協力のお願い
2. 令和2年度に実施する令和3年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査の概要
3. 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査(その2)
4. かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査
5. 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査(保険薬局票様式及び患者票)

四各

令和 3 年 8 月

令和 2 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査
(令和 3 年度調査) へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

保険医療行政の運営につきましては、日頃から格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会（以下、中医協）における診療報酬改定結果検証部会のもと、令和 2 年度の診療報酬改定による影響等を検証するために、特別調査が実施されることになりました。

本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

なお、本調査業務は、厚生労働省より委託した業者により、調査対象施設に対して、後日、調査票が送付されることを申し添えます。

調査の対象となった各会員の皆様におかれましては、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

謹白

令和 2 年度に実施する令和 3 年度診療報酬改定 の結果検証に係る特別調査の概要

1. 件名

令和 2 年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和 3 年度調査）

2. 調査目的

中央社会保険医療協議会における診療報酬改定結果検証部会のもと、令和 2 年度の診療報酬改定による影響等を検証するために特別調査を実施し、診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

3. 調査の概要

（1）かかりつけ医機能等の外来医療に係る評価等に関する実施状況調査（その 2）

①調査の概要

令和 2 年度診療報酬改定において、かかりつけ医機能をより一層推進する観点から、地域包括診療加算、地域包括診療料等の要件の見直しや診療情報提供料（Ⅲ）の新設等が行われた。さらに、外来における効果的・効率的な医学管理や、医薬品の適正使用を推進する観点から、ニコチン依存症管理料の算定要件等の見直し、生活習慣病管理料の療養計画の様式等の見直し等が行われるとともに、医療における ICT の利活用を推進する観点から、オンライン診療料の算定要件等の見直し等が行われた。本調査では、改定に係る影響や関連した取組の実施状況等について調査・検証を行うことを目的とする。

②調査対象及び調査客体

【施設調査】

	オンライン診療料 届出施設	オンライン診療料 未届出施設
①機能強化加算届出施設	700施設	700施設
（うち）地域包括診療料届出施設	26施設	11施設
（うち）地域包括診療加算届出施設	242施設	275施設
（うち）在宅療養支援病院	54施設	64施設
（うち）在宅療養支援診療所	367施設	344施設
（うち）ニコチン依存症管理料届出施設	11施設	6施設
②機能強化加算未届出施設	700施設	700施設
合計	<u>2,800施設</u>	

【患者調査】

		オンライン診療料 届出施設	オンライン診療料 未届出施設
かかりつけ医機能 に関する意識調査 <u>1施設につき8名</u>	①機能強化加 算届出施設	250施設	450施設
	②機能強化加 算未届出施設	250施設	450施設
オンライン診療に に関する意識調査 <u>1施設につき6名※</u>	①機能強化加 算届出施設	450施設	250施設
	②機能強化加 算未届出施設	450施設	250施設

※オンライン診療を行っている患者、電話診療を行っている患者、いずれも行っていない患者 各 2 名

③スケジュール

8月10日以降順次 調査票発送

(2) 精神医療等の実施状況調査（その2）

①調査の概要

令和2年度診療報酬改定において、地域移行・地域生活支援の充実を含む質の高い精神医療を評価する観点から、退院時共同指導に係る評価の新設、多職種による相談支援・指導に対する評価の新設、精神科在宅患者支援管理料に係る要件の見直し等が行われた。また、外来患者に対する精神医療については、多職種による相談支援・指導について評価の新設等が行われた。本調査では、改定に係る影響や、関連した取組の実施状況等について調査・検証を行うことを目的とする。

②調査対象及び調査客体

【病院調査】

- 精神科救急入院料、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料の届出病院約 500 施設（悉皆）

【診療所調査】

- 精神科退院時共同指導料、精神科在宅患者支援管理料、療養生活環境整備指導加算、精神科デイ・ケア等（※）の届出診療所のうち、無作為抽出した診療所 500 施設

※精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア

【患者調査】

上記診療所において、精神科退院時共同指導料の算定患者 2 名、精神科デイ・ケア等の算定患者 2 名、精神科訪問看護・指導料の算定患者 2 名
上記合計 3,000 人

③スケジュール

8月10日以降順次 調査票発送

(3) 医療従事者の負担軽減、医師等の働き方改革の推進に係る評価等に関する実施状況調査（その2）

①調査の概要

令和2年度診療報酬改定において、地域医療の確保を図る観点から早急に対応が必要な救急医療体制等の評価や、医師等の長時間労働などの厳しい勤務環境を改善する取組の評価等を行った。また、情報通信機器を用いたカンファレンス等の実施がさらに進むよう、要件の見直し等を行った。本調査では、医療機関における勤務環境改善の取組状況等について調査・検証を行うことを目的とする。

②調査対象及び調査客体

【施設調査】

- ・地域医療体制確保加算を届出している病院 500 件、地域医療体制確保加算の届出病院以外で医師事務作業補助体制加算を届出している病院 500 件、地域医療体制確保加算、医師事務作業補助体制加算のいずれも届出していない病院 500 件 合計 1,500 施設

【医師調査】

- ・施設調査の調査対象病院に1年以上勤務する常勤医師を対象とし、1施設につき4名の医師（診療科：外科、内科、その他診療科から1名以上ずつ）

【看護師長調査】

- ・施設調査の調査対象病院の病棟の中から選定した病棟に1年以上勤務する看護師長を対象とし、1施設につき5名の看護師長（病棟：一般病棟2名、療養病棟1名、精神病棟1名、特定入院料1名）

【薬剤部責任者調査】

- ・施設調査の調査対象病院の薬剤部責任者 1 名

③スケジュール

8月10日以降順次 調査票発送

(4) かかりつけ歯科医機能の評価や歯科疾患管理料の評価の見直しの影響及び歯科疾患の継続的管理等の実施状況調査

①調査の概要

令和2年度診療報酬改定において、歯科医療機関における院内感染防止対策を推進する観点から、歯科初診料及び歯科再診料の引き上げを行うとともに、院内感染防止対策に関する施設基準についての見直しを行った。

また、歯科疾患の重症化予防に関する継続的な管理を推進するため、歯科疾患管理

料の初診の属する月及び長期管理時の評価の見直しを行うとともに、歯周病定期治療の対象となっていない歯周病を有する患者に対する評価を新設した。

これらの見直しを踏まえ、歯科疾患の継続的管理の状況やかかりつけ歯科医機能等を検証するため調査を行う。

②調査対象及び調査客体

【施設調査】

①かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所 2,000 施設

②かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所以外の歯科診療所 1,000 施設

上記合計 3,000 施設

【患者調査】

上記①の受診患者で歯科疾患管理料を算定した患者 2 名

上記②の受診患者で歯科疾患管理料を算定した患者 2 名

③スケジュール

8月10日以降順次 調査票発送

(5) かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査

①調査の概要

令和2年度調剤報酬改定において、薬剤師のかかりつけ機能の推進のため、重複投薬解消の取組の評価、地域支援体制加算の要件の見直し、同一薬局の利用推進のための評価の見直し等を行った。また、対物業務から対人業務への構造的な転換を促進するため、薬局が医療機関と連携して行う調剤後のフォローアップの評価や調剤料及び効率的な経営を行う薬局の調剤基本料の適正化等を行った。そのほか、薬機法改正により実施可能となったオンライン服薬指導の評価の新設等を行った。

これらを踏まえ、改定に係る影響やかかりつけ薬剤師・薬局の取組状況等について調査を行う。

②調査対象及び調査客体

【保険薬局調査】

・ 地域支援体制加算の届出を行っている保険薬局 1,000施設

・ 地域支援体制加算の届出を行っていない保険薬局 1,000施設

【診療所調査】

・ 地域包括診療料の届出施設（悉皆）

・ 地域包括診療加算の届出施設の中から無作為抽出した診療所

・ 小児かかりつけ診療料の届出施設の中から無作為抽出した診療所

上記合計 1,000施設

【病院調査】

・ 特定機能病院（悉皆）

・ 地域包括診療料の届出施設（悉皆）

- ・上記を除く病院の中から無作為抽出した施設
上記合計 1,000施設

【患者調査】

- ・保険薬局調査の対象施設に調査期間中に来局した患者2名
(かかりつけ薬剤師指導料に同意している患者1名十かかりつけ薬剤師指導料に同意していない患者1名)

③スケジュール

8月10日以降順次 調査票発送

(6) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査

①調査の概要

令和2年度診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策により、保険薬局における一般名処方の記載された処方箋の受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などがどのように変化したかを調査するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識について調査を行う。

②調査対象及び調査客体

【保険薬局調査】

- ・全国の保険薬局のうち、無作為抽出した1,500施設

【診療所調査】

- ・保険医療機関のうち、無作為抽出した診療所1,500施設

【病院調査】

- ・保険医療機関のうち、無作為抽出した病院1,000施設

【医師調査】

- ・病院調査の対象施設で外来診療を担当する医師のうち、1施設につき診療科の異なる医師2名

【患者調査】

- ・保険薬局調査の対象施設に調査日に来局した患者のうち、1施設につき2名
- ・直近3か月間で保険薬局に処方箋を持って来局した患者のうち、無作為抽出した1,000名

③スケジュール

8月10日以降順次 調査票発送

4. 調査委託業者

PwCコンサルティング合同会社

参考

別添4

保険薬局、病院・診療所共通

令和3年8月

開設者様

管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(令和3年度調査)

「かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査」 調査へのご協力のお願い

謹啓 皆様におかれましては時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、日々医療現場等の前線において尽力されている医療従事者の皆様に、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年4月の診療報酬改定においては、薬剤師のかかりつけ機能の推進のため、重複投薬解消の取組の評価、地域支援体制加算の要件の見直し、同一薬局の利用推進のための評価の見直し等を行いました。また、対物業務から対人業務への構造的な転換を促進するため、薬局が医療機関と連携して行う調剤後のフォローアップの評価や調剤料及び効率的な経営を行う薬局の調剤基本料の適正化等を行いました。そのほか、薬機法改正により実施可能となったオンライン服薬指導の評価の新設等を行いました。

今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会（以下、中医協）における診療報酬改定結果検証部会のもと、令和2年度の診療報酬改定による影響等を検証するために、保険薬局や医療機関、患者の方を対象に、かかりつけ薬剤師の取組状況や薬局における調剤報酬改定の影響を正確に把握することを目的に本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、大変恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

令和3年8月31日(火)までに同封の返信用封筒（切手不要）にて調査事務局宛てにご返送いただくか、電子調査票を指定のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査要領をご参照ください。

【連絡先】

「診療報酬改定結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー

PwC コンサルティング合同会社

E-mail : 【調査へのお問合せ】jp_cons_kensho2021_06@pwc.com

【電子調査票の送付先】jp_cons_kensho2021@pwc.com（受信専用）

電子調査票の入手元 : <https://www.kensho2021.jp>

※電話は混み合う場合もございますので、E-mail でご連絡いただけますと幸いです。

E-mail でご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL : 0120-947-291 (受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く)

令和3年8月

各位

厚生労働省 保険局 医療課

令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和3年度調査）

「かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査」
調査へのご協力のお願い

本日は、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年ごとに診療報酬（病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格）の改定を行っています。

令和2年4月診療報酬改定では、重複投薬の解消の取組など、薬局における対人業務を推進するための評価の見直し等が講じられました。また、患者本位の医薬分業を進めるため、患者の服薬情報を一元的かつ継続的に把握することを目的とした、かかりつけ薬剤師・薬局の評価の適正化等が行われました。

こうした診療報酬改定の影響・効果を検証し、次期診療報酬改定の充実につなげるため、この度、厚生労働省では、「かかりつけ薬剤師・薬局の評価を含む調剤報酬改定の影響及び実施状況調査」を行うこととしました。

本調査は、かかりつけ薬剤師の取組状況や薬局における調剤報酬改定の影響を正確に把握することを目的とし、改定の検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領により皆様にご協力をお願いすることとしております。

対象者

- この調査は、病院・診療所を受診し、処方箋を薬局にお持ちになった患者の方が対象となっております。

回答期限・返送方法

- お手数ではございますが、**令和3年8月31日(火)まで**に同封の返信用封筒（切手不要）にて、直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

回答方法

- ご回答の際には、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。特に記載がない場合は、最もよくあてはまる番号1つだけに○をつけてください。
- （ ）内には具体的な数値や理由などを記入してください。
(→裏面へ続きます)

(保険薬局調査)

令和3年8月

開設者様

管理者様

厚生労働省 保険局 医療課

令和2年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和3年度調査）
「後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査」
調査へのご協力のお願い

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清栄のことと存じ上げます。社会保険の運営につきまして、日ごろ格別のご協力を頂き大変有り難く存じます。また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、日々医療現場等の前線において尽力されている医療従事者の皆様に、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

さて、令和2年4月の診療報酬改定においては、後発医薬品調剤体制加算や後発医薬品使用体制加算の要件・評価の見直し、一般名処方加算の評価の見直し、バイオ後続品導入初期加算の新設など、後発医薬品使用促進を目的とした見直しが行われました。

今般、厚生労働大臣の諮問機関である中央社会保険医療協議会（以下、中医協）における診療報酬改定結果検証部会では、令和2年度の診療報酬改定による影響等を検証するために、全国の保険薬局や医療機関、医師、患者の方を対象に、後発医薬品の使用状況や使用に関する意識等の変化を把握することを目的に、本調査を実施することとなりました。本調査の結果は、中医協における診療報酬改定の結果検証に係る議論のための大変重要な資料となります。

つきましては、ご多用の折、誠に恐縮でございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省からの委託により、PwC コンサルティング合同会社が実施しますので、調査についてご不明な点等がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

謹白

【連絡先】
令和3年8月31日(火)までに「返信用封筒（切手不要）」にて調査事務局宛てにご返送いただくか、電子調査票を下記のアドレス宛にご送信ください。詳しくは同封の調査実施要領をご参照ください。

【連絡先】

「診療報酬改定結果検証に係る特別調査」事務局

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi One タワー

PwC コンサルティング合同会社

E-mail : 【調査へのお問合せ先】jp_cons_kensho2021_05@pwc.com

【電子調査票の送付先】jp_cons_kensho2021@pwc.com（受信専用）

電子調査票の入手元 : <https://www.kensho2021.jp>

※電話は混み合う場合もございますので、E-mailでご連絡いただけますと幸いです。

E-mailでご回答を差し上げるか、折り返し、弊社担当者からお電話をさせていただきます。

TEL : 0120-947-289（受付時間 10:00~17:00、土日・祝日除く）

(患者調査)

令和3年8月

各位

厚生労働省 保険局 医療課

令和2年度年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（令和3年度調査）

「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に関する意識調査」への ご協力のお願い

本日は、お疲れのところ、大変貴重なお時間をいただき、誠にありがとうございます。厚生労働省では、診療の実態を勘案しつつ、安定的な医療提供体制を支え、より適切な医療サービスが提供されるよう、2年ごとに診療報酬（病院や診療所などの保険医療機関等で提供される医療サービスごとに決められた価格）の改定を行っています。

令和2年4月の診療報酬改定では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を目的として、患者さんが保険薬局の薬剤師と相談しながら先発医薬品か後発医薬品かを選択できる処方箋（「一般名処方」といいます）を医療機関が発行した場合の評価の見直しが行われました。この他にも、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を目的とした診療報酬改定が行われましたが、こうした診療報酬改定の影響・効果を検証し、次期診療報酬改定の充実につなげるため、この度、厚生労働省では、「後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に関する意識調査」を行うこととしました。

本調査は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について、その現状と効果や今後の課題等を把握することを目的とし、改定の検証結果を医療サービスのさらなる充実・強化に役立てるために実施するものであり、次の要領により皆様にご協力をお願いしております。

対象者

- この調査は、病院・診療所を受診し、処方箋を薬局にお持ちになった患者の方が対象となっております。

回答期限・返送方法

- お手数ではございますが、**令和3年8月31日(火)まで**に同封の返信用封筒（切手不要）にて、直接、お近くの郵便ポストにご投函ください。

回答方法

- ご回答の際には、あてはまる番号を○（マル）で囲んでください。特に記載がない場合は、最もよくあてはまる番号1つだけに○をつけてください。
- （ ）内には具体的な数値や理由などを記入してください。
(→裏面へ続きます)